

障がい者グループホームの開設について

●障がい者グループホーム事業とは

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に「共同生活援助」として定められた「障害福祉サービス」の一つです。

●居住の場としてのグループホーム

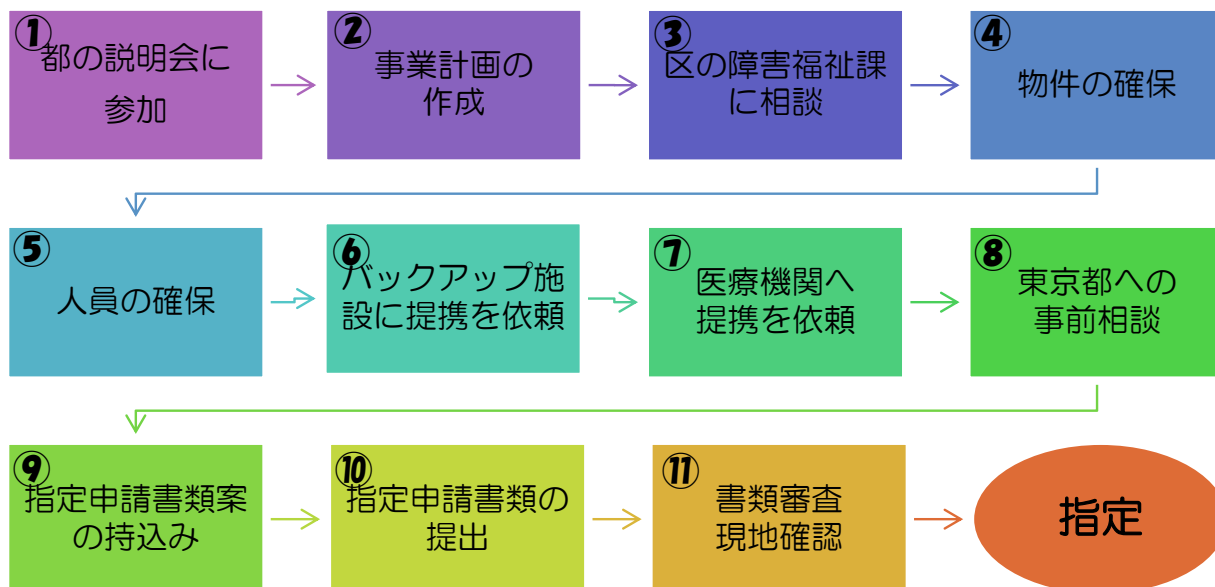
利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援することを目的としています。障がいのある方が地域の中で家庭的な雰囲気の下、共同生活を行う住まいの場です。

グループホームを開設するには、「障害福祉サービス」を行う事業者として、東京都より指定を受ける必要があります。そのため、「東京都障害者グループホーム説明会」にご参加いただくか、東京都福祉局ホームページに掲載されている説明会資料をご一読ください。

また、グループホームの開設にあたっては、近隣住民等地域との連携について配慮してください。

（以下、「東京都障害者グループホーム説明会資料」より抜粋）

東京都の指定を受けるまでの流れ（概要）



① 都の説明会に参加

毎年、東京都が「東京都障害者グループホーム説明会」を開催しております。障害者グループホーム事業の説明や申請・届出の手続、報酬などの説明がされます。

なお、説明会に参加することができない場合には、東京都福祉局のホームページに資料が掲載されますので、そちらをご一読ください。

担当：東京都福祉保健財団事業者支援部障害福祉事業者指定室（居住担当）

電話：03-6302-0286



② 事業計画の作成

事業者として、どのようなグループホームを作りたいのか、事業計画を作ります。

利用者は？	障がい種別（身体・知的・精神）、性別（男性・女性・共同）、障害支援区分（軽度・重度）、日中活動先等
支援内容は？	定員、具体的な支援内容（食事提供、掃除・洗濯、金銭管理、余暇活動等）、1日のスケジュール等
場所は？	どこで開設するのか、地域性等
収支見込は？	賃料等利用者負担の想定、具体的に給付費や家賃支出等をベースにシミュレーション

③ 区の障害福祉課に相談

上記②事業計画をもとに、区の障害福祉課にご相談ください。

なお、東京都への指定申請の際に、大田区障害福祉課への相談状況等を記載した「関係機関相談状況確認書及び議事録」の提出が必要となります。

〔担当：大田区福祉部障害福祉課障害者支援担当（施設）
電話：03-5744-1639〕



④ 物件の確保

開設予定地域を所管する消防署等へ上記②事業計画に沿って説明していただきます。

物件の見込は？	グループホーム用の物件をお探しの場合には、「東京都グループホーム情報バンク」を活用するなどの方法があります。
設備基準は？	設備基準を満たしていないと、東京都からの指定は受けられません。
整備費補助は？	区では、障害者の方が地域で安心して暮らすための生活の場を確保するため、社会福祉法人、NPO法人等が設置するグループホームの整備に係る費用の一部（東京都が交付する施設整備費補助で不足する分）を補助します。 〔担当：大田区福祉部障害福祉課障害者支援担当（施設） 電話：03-5744-1639〕 東京都のグループホーム施設整備費補助については、東京都の下記担当にご確認ください。 〔担当：東京都福祉局障害者施策推進部 施設サービス支援課生活基盤整備担当 電話：03-5320-4152〕
建築部署に相談	建築基準法、用途変更等建築に関することを当該地区を所管している部署に事前に必ず相談に行ってください。相談は、具体的な資料をご持参の上、窓口までご来庁ください。 〔担当：大田区まちづくり推進部建築審査課 電話：（大森・調布地区）03-5744-1388 （蒲田・調布地区）03-5744-1388〕
消防署に相談	消防法を遵守するため、必ず事前に相談に行ってください。

⑤ 人員の確保

サービス管理責任者、世話人、生活支援員の確保が必要です。

⑥ バックアップ施設に提携を依頼

緊急時対応のため、関係機関との連携が必要です。

⑦ 医療機関へ提携を依頼

利用者の症状の急変等に備え、協力医療機関を定める必要があります。

「⑧東京都への事前相談」に行ってください。

開設後の連絡窓口

・グループホームの利用申請窓口について

大田区では、利用者のお住まいの地域を受け持つ「各地域福祉課」が利用申請の窓口となります。

大森地域庁舎【大森西・入新井・馬込・池上・新井宿特別出張所管内】

地域福祉課	身体障害者支援	電話：03-5764-0657
	知的障害者支援	電話：03-5764-0710
	精神障害者支援	電話：03-6436-8750

調布地域庁舎【嶺町・田園調布・鷺の木・雪谷・久が原・千束特別出張所管内】

地域福祉課	身体障害者支援	電話：03-3726-2181
	知的障害者支援	電話：03-3726-6032
	精神障害者支援	電話：03-6425-7555

蒲田地域庁舎【六郷・矢口・蒲田西・蒲田東特別出張所管内】

地域福祉課	身体障害者支援	電話：03-5713-1504
	知的障害者支援	電話：03-5713-1507
	精神障害者支援	電話：03-6424-5040

糺谷・羽田地域庁舎【大森東・糺谷・羽田特別出張所管内】

地域福祉課	身体障害者支援	電話：03-3743-4281
	知的障害者支援	電話：03-3741-6526
	精神障害者支援	電話：03-6423-8892

・大田区障がい者グループホーム連絡会について

平成 29 年 7 月に、グループホーム間の連携強化や情報共有等のため、「大田区障がい者グループホーム連絡会」を立ち上げております。

担当：大田区障がい者総合サポートセンター（さぽーとぴあ）
電話：03-5728-9134

公益社団法人東京共同住宅協会について

障がい者グループホームの開設について、次のような活動をしている公益法人です。

- ①積極的なグループホーム普及活動を行っています。
- ②運営事業者をデータベース化しています。
- ③不動産知識が豊富です。
- ④すべて含めたコーディネートをしています。

担当：公益社団法人東京共同住宅協会福祉事業部
電話：03-3400-8620